

財務省第5入札等監視委員会

令和3事務年度 第4回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所		令和4年5月26日～令和4年6月9日（書類回覧による開催）	
委員		委員長 村 山 周 平 （村山周平事務所・公認会計士） 委 員 藤 重 由美子 （東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委 員 中 出 哲 （早稲田大学・教授）	
審議対象期間		令和4年1月1日（土）～ 令和4年3月31日（木） （一部、令和3年4月1日（木）～）	
抽出事案		4 件	（備考）
1	競争入札（物品役務等）	1件	契 約 件 名：成田空港における監視カメラに係る実証実験 契約相手方：日本アクア開発株式会社 （法人番号7010701016717） 契 約 金 額：1,208,130円 契約締結日：令和4年2月9日 担 当 部 局：東京税関
2	競争入札（物品役務等）	1件	契 約 件 名：携帯情報端末及び当該端末利用サービスに係る調達 契約相手方：NECネクサソリューションズ株式会社 （法人番号7010401022924） KDDI株式会社 （法人番号9011101031552） 契 約 金 額：250,937,500円 契約締結日：令和4年3月31日 担 当 部 局：東京税関
3	競争入札（物品役務等）	1件	契 約 件 名：横浜税関本関庁舎他13ヶ所環境衛生維持管理業務 契約相手方：株式会社東和総合サービス東京本社 （法人番号9120001085532） 契 約 金 額：4,230,600円 契約締結日：令和3年4月1日 担 当 部 局：横浜税関
4	競争入札（物品役務等）	1件	契 約 件 名：情報分析ソフトウェアのバージョンアップグレードの調達 契約相手方：株式会社コア （法人番号4010901003823） 契 約 金 額：4,840,000円 契約締結日：令和4年2月2日 担 当 部 局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意 見 ・ 質 問	回 答
【事案1】 契 約 件 名：成田空港における監視カメラに係る 実証実験 契約相手方：日本アクア開発株式会社 (法人番号7010701016717) 契 約 金 額：1,208,130円 契約締結日：令和4年2月9日 担 当 部 局：東京税関 《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について 低落札率となった要因について	《担当部局からの事前説明》 入国検査場において、旅客の動静に関して監視カメラシステムによる監視を行っているところであるが、既存の監視カメラと異なる可視範囲を画角に収めるカメラを設置することで、効果的、効率的な設置場所等の検証を行い、画像解析などの先進技術を用いた機能の有効性を検証すべく実証実験を行うものである。 成田税関支署では、監視カメラ実証実験の調達を行った実績がないことから、監視カメラ等納入業者など計5者に対して、市場価格調査及び入札参加への誘導を行った。結果、見積書を提出した者は、1者であり、その他の4者は、「当該案件の履行期間が年度末に掛かることから、体制を整えるのに準備期間が十分ではない」、「画像解析技術の部分について一部仕様について対応する事が難しい」との理由から見積書の提出及び入札への参加はできないとの回答であり当該市場価格調査の結果を参考に予定価格を積算した。 落札業者である日本アクア開発株式会社へ入札金額について確認したところ、画像解析技術などの開発を行っている株式会社Lightblue Technologyとともに監視カメラの売り込みを民間企業含め積極的に行っているところであり、利益より技術力の売り込みを優先させるため、2社で協議し入札価格を決定したとのことであった。なお、機器の提供、設置を受け持つ株式会社日本アクア開発は、自社保有機器の利用、社員による機器設置により費用を圧縮し、画像解析技術を提供する株式会社Lightblue Technologyは、自社プログラムを利用することによる費用の削減と大幅な値引きをしたとのことであった。 本案件については、受注業者側の営業方針と企業努力により低落札率となったが、公告により新規業

意 見 ・ 質 問	回 答
《書類回覧による委員からの質問・意見》 この実証実験のプロセスは、入札公告1月7日、入札の開札が1月31日、契約締結2月9日の後に、機器設置、整備工事の後に連続30日の調査作業、原状復帰、報告書の作成となっており、契約期間満了3月31日と入札開始から完了日までの期間がタイトのように感じますが、業者における準備を考えますと、もう少し前倒して行うことは難しかったのでしょうか。 市場調査の結果、見積価格が提出されたのは1者のみだったとのことですが、本契約は、システム開発以外の主な業務は、監視カメラの設置、撤去、報告書の作成等人件費であると思われます。この実証実験は、全体でどの程度の工数（人・時間）が必要と想定されていたのでしょうか。また予定価格積算にあたり、作業費を区分して、他の方法で積算する方法は採れなかったのでしょうか。 公告によって、競争による費用削減が達成された事案といえると思います。 落札した業者は実験の委託先として市場価格調査の対象にならなかったのは、どうしてですか。 一部再委託先のLightblue Technologyは契約当事者ではないようですが、契約書8条2項の禁止条項に違反しないのですか。 同社のプログラムを日本アクア開発が利用できる根拠は何ですか。	者を入札へ誘引することができ、競争性が確保された結果となった。 《担当部局からの回答》 本案件は11月中旬に調達実施の決定があり、ここから仕様書作成や市場価格調査などの準備を開始したためタイトな日程となりました。また過去に調達した実績がない内容の案件であったことから上記作業に時間を要しました。 年度当初から実施決定された案件であれば余裕をもったスケジュールで実施できますが、本件のように年度途中で実施が決定された場合や過去に調達した実績がない内容の案件はスケジュールがタイトになる場合があります。 ご指摘のとおり日程がタイトでしたので、可能な限り仕様書作成などの準備を早められるようにしていきたいと思います。 本調達と同様の調達実績がなく、また過去の監視カメラ設置案件については見積書を参考に積算を行っており、本調達において工数の把握は行っておりませんでした。 設置作業費については積算資料による積算は可能と思われますので、作業費を区分して他の方法による積算が可能な項目について他の方法による積算も実施していきたいと考えております。 日本アクア開発は公告を見て入札に参加した業者であり、当方としては同社の存在を把握していなかったため市場価格調査の対象とすることができませんでした。 なお入札参加の申し込み時点で同社を把握することができましたが、すでに市場価格調査により予定価格を決定し、これをもとに入札参加資格の等級を決定し公告していますので、市場価格調査の対象としませんでした。 第8条2項においては、「あらかじめ書面により甲と協議し、承認を受けた場合はこの限りではない。」となっており、入札前に日本アクア開発から「業務の一部再委託の内容」の提出を受け、入札後に「業務委託承認申請書」の提出を受け、画像解析にかか

意 見 ・ 質 問	回 答
「既存の監視カメラと異なる可視範囲を画角に収めるカメラ」と既存の監視カメラとは、カメラの機能は同じですか。 その上で、効率的な設置場所等の検証を行うための調達と理解してよろしいですか。それとも、カメラ自体に特別な機能がありますか。 画像解析などの先進技術を用いた機能は、従来の監視カメラにはなかった機能という理解でしょうか。 見積書を提出しなかった4者のうち、「画像解析技術の部分について、一部仕様について対応が難しい」との理由を述べた者がいるとされますが、この技術が上記先進技術ということでしょうか。具体的にはどのような技術でしょうか。 今回の検証ではある人物が特定動作をした場合、画面上で色が変わるので、それを見た職員が追従することができるということでしょうか。常に監視が必要なのでしょうか。また、実験結果はどうでしたか。	る作業について承認を行っています。 「既存の監視カメラと異なる可視範囲を画角に収めるカメラ」は既存の監視カメラと機能は同じであり、ご質問のとおり効率的な設置場所等の検証を行うための調達と理解していただいて構いません。 従来の機能を考慮し、今後の導入を検討するうえでの実証実験となっております。 ご質問のとおり、先進技術の部分となり、人物を検知し、その人物の骨格情報、表情情報、属性を検知する技術です。 ご質問のとおり、今回の検証についてはある人物が特定の条件を満たした場合、画面上で色が変わるので、それを見た職員が追従することができるというものです。色付けによる発報としたため、職員が画面上で監視を行い、追従することが可能か検証した結果、システムにおける検証は問題なく行えました。

意 見 ・ 質 問	回 答
【事案2】 契 約 件 名：携帯情報端末及び当該端末利用サービスに係る調達 契約相手方：NECネクサソリューションズ株式会社 (法人番号7010401022924) KDDI株式会社 (法人番号9011101031552) 契 約 金 額：250,937,500円 契約締結日：令和4年3月31日 担 当 部 局：東京税関 《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について 1 者応札となった要因について 高落札率となった要因について 《書類回覧による委員からの質問・意見》 本件調達に係る「移動体通信サービスの提供及び本サービスに係る利用権、運用保守及びヘルプデスク窓口等の調達」は別契約でありながら「相互に協力」する旨が要請されています。	《担当部局からの事前説明》 庁舎外における円滑且つ安全な情報の交換・共有を実現させるための携帯情報端末として、スマートフォン1,000台及びセキュアな通信・情報共有等に必要なソフトウェア並びに設計・構築等を調達するものです。 契約者 NECネクサソリューションズ株式会社 KDDI株式会社(※) (※) NECネクサソリューションズ株式会社が入札に参加するにあたり、KDDI株式会社と共同して業務履行を行う旨の申し出があったことから、三者における契約を締結しています。 半導体不足の状況における1,000台規模のスマートフォンの確保が困難なことに加え、スマートフォンの設定は手作業で行うことから、時間・人員・場所の確保が必要となるため、業務受注に係るリスクが払拭されず、1者応札になった可能性が考えられます。 本件は、1回の入札では落札せず、2回目の再入札で落札決定したものの、1回目から2回目にかけての入札額の値引きが▲1.5%に留まったため、高落札率となりました。 《担当部局からの回答》 本件公告中当時において、「移動体通信サービスの提供及び本サービスに係る利用権、運用保守及びヘルプデスク窓口等の調達」は未公告であり、よって、当該別契約の契約相手方についても

意 見 ・ 質 問	回 答
この点について、入札当時当該別契約の相手方は予定されていたのでしょうか。 また、このような要請は、本件入札の制約にならないでしょうか。 2者による共同入札となっており、NECネクサソリューションズ㈱とKDDI㈱で契約金額を分割していますが、何を基準に分割しているのでしょうか。 調達仕様書21頁に記載されている共同入札者2者の間で締結される結成、運営に関する協定書は、どの段階で締結の有無を確認するのでしょうか。 本件は、確認の結果、要件を満たしていたという理解でよろしいでしょうか。 乙の業務と、丙の業務とを別々の調達案件として分割して入札を行った場合、応札業者が増えると考えられないでしょうか。 契約書第17条（納品の完了）は、乙及び丙に対して同時に1回だけ行うのでしょうか、それとも	未定の状況でした。 「移動体通信サービスの提供及び本サービスに係る利用権、運用保守及びヘルプデスク窓口等の調達」は本件とは別調達であるものの、構築したシステムを引き継ぐうえで、各案件契約者間の協力が必要となることから仕様書に記載しております。 なお、本件に限らず運用調達を別に調達している案件については、関連する調達との協力体制を仕様として規定しており、応札者を不当に限定するような制約になるとは考えておりません。 共同入札にあたっての入札金額の損益分担の共同計算は、共同する事業者間の調整の話になりますが、落札後に落札者から示された内訳によると、 ・乙（NECネクサソリューションズ㈱）：アプリケーション提供、設計構築等費用 ・丙（KDDI㈱）：携帯情報端末、運用テスト用の通信等費用 となっております。 入札に係る証明書類の提出の時点で応札予定者に提出してもらい、要件を満たしていることを確認しています。 調達を細分化したとしても、各案件が密接に関わり合っていることから、分割したそれぞれの案件の契約相手方が協力して業務を行わなければならない、調整が煩瑣になることが想定されました。 このため、一気通貫で業務を請負ってもらったほうが、発注者・受注者双方ともに効率が上がると判断しました。 ただし、一気通貫の業務となると、請負える事業者が限定される恐れもあることから、技術の拡充・強化、請負完遂の確実性の担保、危険の分散等の課題克服を容易にし、入札参加の障壁を下げべく、共同入札の余地を作った次第です。 本件は、機器の設定・納品からシステム構築、テスト要件の環境提供の全てが履行されて、初め

意 見 ・ 質 問	回 答
乙、丙それぞれ別々に行うのでしょうか。 調達仕様書18頁には、成果物の著作権は発注者に帰属するとされていますが、他方で、受注者は成果物を自由に複製、改変等することができるとされています。 これを見ると、発注者に著作権が帰属する著作物を受注者が自由に複製等できることとなりますが、受注者は発注者に対して複製許諾の対価を支払わないのでしょうか。 1,000台のスマートフォンについて、設定を手作業で行うとのことですが、これは、積算内訳明細のうち、キッティング作業費として積算されているのでしょうか。 単価はいくらで積算しているのでしょうか。 契約金額の大部分は、ソフトの調整作業が占めているものと思われます。 1,000台の調整について、1台あたりどのくらいの工数が必要な作業だったのでしょうか。	て検収が可能と考えております。 よって、事業者間（乙と丙との間）の危険の分散という点では区分されうるのかもしれませんが、発注者が受注者に対して行う検収は、履行内容全体に対し、まとめて1回だけ行うという位置づけになります。 複製許諾の対価を発生させしむために記載したものではなく、産業技術力強化法等の趣旨に鑑み、受注者側に対し、その利活用を認める旨を意図したものととなります。 今後は、趣旨を明確にするべく、「産業技術強化法」に鑑みた記載である旨を明記していきたいと思えます。 予定価格調書上、キッティング作業費は明細書に記載のとおり「キッティング作業費」として計上しており、その内訳は、 ・キッティング作業費11,000円×1,000台＝11,000,000円 ・諸経費（作業場所、梱包配送等）668,800円の計11,668,800円（税抜）となっています。 実際にかかった工数を契約相手方にヒアリングしたところ、1台あたり約2時間とのことでした。

意 見 ・ 質 問	回 答
【事案3】 契 約 件 名：横浜税関本関庁舎他13ヶ所環境衛生 維持管理業務 契約相手方：株式会社東和総合サービス東京本社 (法人番号9120001085532) 契 約 金 額：4,230,600円 契約締結日：令和3年4月1日 担 当 部 局：横浜税関 《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について 1 者応札となった要因について 高落札率となった要因について 《回覧による委員からの質問・意見》 本件の落札業者は、昨年度の契約者と同一とのことであるが、どのくらい継続していますか。 小規模水槽水道検査代行、簡易専用水道検査代行、浄化槽法定検査代行では、「検査にかかる費用（検査手数料等）」は受注者が負担することとされていますが、本来は、税関が支払うべき手数料	《担当部局からの事前説明》 庁舎内の環境及び衛生に係る業務について、各種法令を遵守し、庁舎における適正な維持及び管理を行い、職場環境を良好に保つことを目的に入札を行ったものです。本契約については、仕様書に業務内容及び基準となる法令等を明示し、工事に係る総額を入札書に記載させる方法で一般競争入札を行ったものになります。 本件入札については、2 者が入札参加の意思を示したものの1 者については他の契約が先に決まったことから本件の応札には至らず、結果、1 者応札となったものです。 本件の予定価格については、複数の積算方法を比較し、より安価な予定価格を採用したことにより、企業努力の余地がそれほどなかったものと思料されます。予定価格の算出については、複数の積算方法を比較すること及び市場実態を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの聞き取り徴取に努めて参ります。 《担当部局からの回答》 現在、確認できる平成28年度以降の契約については、いずれも一般競争入札を実施の上で同一業者と契約しております。 検査の際は、検査機関から専門的な質問があるため、実際に整備を行い、専門的知識を有している契約者に対応を頂くものであり、検査に必要な

意 見 ・ 質 問	回 答
料という意味ではないのでしょうか。 契約書３条２項では、「本業務を履行するために必要な要件を満たす場所を予め乙の負担で用意するものとする。」とされていますが、これは仕様書の作業場所とは別の場所であると理解されます。乙の負担で用意する履行場所とは、どのような場所をさすのでしょうか。本業務の中心的な業務は、横浜税関の支署等で行うようにも思いますので、「業務を履行する場所」と「作業場所」との違いをご教示下さい。 開札が３月１１日で、４月１日には開始する契約です。年度末で、かつ実施前の期間も短いように思われますが、期間が短いことについては、何か特段の事情はあるのでしょうか。また、今後、もう少し前広に入札することはできないのでしょうか。	手数料を含めた全てを委託しているものです。検査手数料については、契約金額に含まれておりません。 「本業務を履行するために必要な要件を満たす場所を予め乙の負担で用意するものとする。」について、例えば、部品等を取り外し、別の場所で整備をする場合を想定しております。本業務において、通常であれば別の場所で整備することは発生しないものと思われませんが、上記の想定を鑑み、一般的な請負契約書を使用しております。 他案件の契約準備などもあり、当該案件がこの時期になっているもので、特段の事情はありません。今後、前広に入札し、４月１日までの準備期間を多く取れる様努めて参ります。

意 見 ・ 質 問	回 答
【事案4】 契 約 件 名：情報分析ソフトウェアのバージョン アップグレードの調達 契約相手方：株式会社コア (法人番号4010901003823) 契 約 金 額：4,840,000円 契約締結日：令和4年2月2日 担 当 部 局：横浜税関 《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について 一者応札となった要因について	《担当部局からの事前説明》 税関では、収集した情報について過去の情報との関係性や、データのパターンやトレンドを把握するための情報処理業務をより効果的・効率的に行うことを可能とするため、情報分析・可視化ソフトウェアであるAnalyst’ s Notebookを使用しています。当該ソフトウェアを使用することで、複雑なデータを自動で分析し、その分析結果を視覚的に把握することが可能になっており、情報分析及び業務を効率的かつ効果的に行うためには欠かすことのできないものです。しかしながら、税関が保有していたAnalyst’ s Notebook (Ver. 8.9.11) は、令和2年度に実施された税関ネットワーク更改により端末のWindows OSのバージョンが変更されたことに伴い使用できなくなったことから、更新が必要となったものです。 本件入札の参加資格については、参加資格を財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」で「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者としましたが、これは、予定価格から本来「D」等級の参加資格を要するところ、競争性確保の観点から財務省が定める事務取扱要領に基づき、1級上位の「C」等級の者も参加させることとしたものです。もともとAnalyst’ s Notebookはイギリスのi2社が開発したソフトウェアであ

意 見 ・ 質 問	回 答
高落札率となった要因について 《書類回覧による委員からの質問・意見》 契約概要において、令和2年度税関ネットワーク更改により、旧情報分析ソフトが使用できなかったとありますが、今まで支障はなかったのでしょうか。	り、日本への導入は平成16年に本件契約者である株式会社コアが行ったものであります。同者は、継続して当該ソフトウェアの販売及び日本語のサポートを行っており、日本国内で提供できる企業は、同者と系列会社の2者に限られていることです。なお、入札となった場合には当該2者が同時に参加することはしないとの方針でありますので、こうした背景を踏まえ、入札実施に先立ち国内の他の企業が当該製品を手掛けている可能性を視野に入れつつ、競争性を高めるために取扱可能な業者を調査し、入札への参加を呼び掛けましたが、結果として入札に参加したのは本件契約者のみとなり、1者応札となったものです。今後については、引き続き取扱業者に関する情報収集を積極的に行ったうえで、可能な限り多くの者に入札参加の声掛けを行うことにより、競争性の向上に努めて参ります。 本件の予定価格については、履行可能な2者から見積書を徴し、より安価であった方の価格を採用しました。高落札率となった点について、当該予定価格は2者から参考見積を徴しており、市場価格を適切に反映したものであると考えられますが、提供できる業者が国内では限られていること、また、参考見積を入手した2者がいずれも系列会社であり、同時に入札参加することがない方針であることから、競争相手が不在であろう推定が働いたために値引きの余地がそれほどなかったものと思料されます。予定価格の算出については、市場価格を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの見積書の徴取に努めてまいります。 《担当部局からの回答》 更新までの間、臨時的な措置として、Windows8の端末を用意して対応しました。

意 見 ・ 質 問	回 答
情報分析ソフトウェアを、“Analyst’s Notebook” 以外のソフト導入の検討は、なかったのでしょうか。そうすれば門戸は広がったのかもしれません。 i2 Analyst’s Notebookは、情報分析に効率的かつ効果的に行なうために欠かすことのできないソフトウェアとのことですが、令和2年度に実施された税関ネットワーク更改により、同ソフトウェアが使用できなくなった後、新たな契約が締結されるまでの間はどのようにしていたのでしょうか。 入札者と系列会社以外に本件ソフトウェアを提供できる者を調査し、入札への参加を呼びかけたとのことですが、呼びかけた者は何人いたのですか。いたとすると、その者が入札しなかった理由は何ですか。 「IBM i2 Analyst’s Notebook」というソフトウェアがネットで紹介されていますが、これと、「i2 Analyst’s Notebook」とは異なるもののでしょうか。イギリスのi2社はいつ頃このソフトを開発したのでしょうか。 本件のような情報分析ソフトウェアは日進月歩なのではないかと思われませんが、i2 Analyst’s Notebookと同様の機能を有するソフトウェアを導入すると比較にならないほど高いのでしょうか。それとも、同様の機能を有するソフトウェアは存在しないということでしょうか。 利用しているソフトウェアは、イギリスの会社が開発したもので、平成16年から利用されています。技術的にみて、将来も同じソフトウェアを使わなければならない状況でしょうか。国内の会社	収集した情報については、過去の情報との関係性やデータのパターンやトレンドを把握するなど、これまでに蓄積したデータ（分析結果を含む）を保持しつつ継続して分析を進めるなど業務上の必要性を踏まえると、現行ソフトを継続して使用することが望ましいものであることから、Analyst’s Notebook以外の検討はありませんでした。 更新までの間、臨時的な措置として、Windows8の端末を用意して対応しました。 入札者と系列会社以外では、3者に呼びかけを行いました。いずれの者もAnalyst’s Notebookを自社では取扱っていないとのことでした。 「IBM i2 Analyst’s Notebook」と「i2 Analyst’s Notebook」は同じものとなります。2022年1月にIBMのi2事業部がカナダの企業へ売却され、現在はi2グループとして運営されており、現在の名称が「i2 Analyst’s Notebook」となります。いつ頃このソフトが開発されたのかについては契約相手方も詳細は不明とのことでした。 同様の機能を有するソフトウェアについては承知しておりません。 将来も同じソフトウェアを使うことが望ましいものと考えます。収集した情報については、過去の情報との関係性やデータのパターンやトレンドを把握するなど、これまでに蓄積したデータ（分

意 見 ・ 質 問	回 答
のソフトウェアでは、現状の見通しとしては、代替できるレベルのものはないのでしょうか。	析結果を含む）を保持しつつ継続して分析を進めるなど業務上の必要性を踏まえると、現行ソフトを継続して使用することが望ましいものと考えます。